

「おいしさ日本一宮崎牛」ロゴマーク使用要領

令和5年6月30日

宮崎県畜産振興課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県以外のものが、「おいしさ日本一宮崎牛」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、宮崎県に属する。

(使用の基準等)

第3条 ロゴマークを使用するものは、本要領を遵守しなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を認めないものとする。

- (1) 本県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) その他知事が不相当と認めた場合

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとするものは、次の各号に掲げる場合を除き、別記様式第1号の使用届出書により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- (1) 個人の楽しみの範囲で使用する場合（個人の年賀状等、商用目的でない場合）
- (2) 名刺類や会議資料等に使用する場合
- (3) 報道機関等が報道目的で使用する場合

(届出者の遵守事項)

第5条 前条の使用届出書を提出したもの（以下「届出者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届出書に記載された事業のみに使用すること。
- (2) ロゴマークを使用したもの（成果品）を作成した後は、速やかに成果品2部を添えて別記様式第2号の使用実績報告書を知事に提出すること。

(使用条件の付加)

第6条 知事は、届出者に対して必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用の停止等)

第7条 知事は、第3条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用しているものに対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

(経費等の負担)

第8条 宮崎県は、ロゴマークを使用したものに対して、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第9条 宮崎県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第10条 知事は、ロゴマークの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、宮崎県農政水産部畜産局畜産振興課が行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月30日から施行する。